

前橋地方裁判所委員会（第4回）議事概要

（前橋地方裁判所総務課）

1 日時 平成17年1月17日（月）15：00～17：00

2 場所 前橋地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員・50音順，敬称略）

安中啓子，池田修，菊地幸一，久我泰博，高坂隆信，坂爪睦郎，鈴木叡，
高橋康三，東條宏，富岡恵美子，深堀充，町田久，宮崎瑞穂，渡辺一弘，
山口幸男

※ 山口委員は，窓口見学終了後の意見交換から出席

（事務局担当者）

事務局長城戸達夫，民事首席書記官井上庄二，刑事首席書記官原田守孝，
民事訟廷管理官根岸喜代志，前橋簡裁庶務課長若江孝志，総務課長佐藤雅史
総務課庶務係長心得佐藤修司

4 議事

(1) 開会

(2) 意見交換等（テーマ「受付相談窓口はどうか。」）

(3) 第5回委員会の開催日時について

(4) 閉会

5 議事経過

(1) 開会

(2) 意見交換

（委員長）

今回は，「広報，その他情報発信はどうか」というテーマで，前橋地方裁判

所における広報活動を紹介しながら御意見を伺い、裁判員制度に関しても広報活動の在り方、今後検討しなければならない点などについて活発な意見交換をしていただいた。

今回は、「受付相談窓口はどうか」というテーマについて、意見交換をお願いしたい。後ほど、裁判所の側からの説明や実際の現場の見学を予定しているが、まずは、皆様が裁判所の受付相談窓口に対してどのようなイメージを持っておられるのかという点について自由に発言をお願いしたい。

(委員)

最近では、カウンターや椅子が用意されていて気楽に話せるようになっている所が多く、裁判所のような形は古いという印象を受ける。病院では、診療の受付の他に総合的な受付があって、病院内の案内や医療費、色々な制度についての説明をするようになっているのが普通である。

(委員長)

裁判所においても、最近になって建てられた大きな庁舎、東京簡裁などでは、総合受付のようなものを作ってやっている所もあるが、全国的にはまだそこまで行っていない。旧来の建物や設備を利用するという状況の下では、当庁のような形で行っている所が多いというのが実情である。

(委員)

裁判所の窓口へ来ている市内の銀行の法務担当者に意見を聞いてみたところ、以前はたいへん態度に問題があったが、最近はがらっと変わって、親切で分かりやすくなったということであった。

(委員)

裁判所への来庁者というのは、相当に決意して裁判所へ入ってくるのだと思うが、それを自然に迎え入れて、きちんと対応するというところまでは行っておらず、まだ近寄りがたいという感じを与えているのではないかと思う。

また、廊下から部屋に入らないと中の様子が見えないというのではなく、もっとオープンな構造にすると印象が違うのではないかと思います。

(委員)

手続き案内についてはホームページに掲載されるなどとても充実していると思う。リーフレットも分かりやすいものが用意されている。書式などもインターネットで検索すれば直ぐに見つかるので非常に便利になっている。しかし、それを見ただけで書類を書ける人というのは少ない。裁判所の中に、書類を書く場所というか、相談のための場所が設けられていて、分からないところは気兼ねなく相談できるようになっていれば書きやすいのではないか。現状では、相談だけのための職員がおらず、他の仕事の傍ら相談に応じているので、忙しそうにしていると尋ねにくく、また、周囲に人のいる所でプライベートなことも尋ねにくいということもある。

(委員長)

後ほど改めて説明させていただくが、どういうことを書けばよいのかをどの程度まで教えてよいのかという問題もある。

(委員)

遠慮して相談がしにくいという原因としては、総合案内のような案内の人がいないということや、窓口へ行くまでの経路に気安く行けるといった雰囲気がないこと、さらに窓口でも職員が忙しそうなので質問がしにくいことなどがあると思う。

(委員)

確かに簡易裁判所の調停の担当の方はものすごく忙しそうである。思い付きであるが、裁判所を退職したOBなどを相談などのために配置するというようなことも考えられるのではないか。

(委員)

検察庁では、被害者支援のためにOBの方1人を常駐させているが、被害者支援に限らず、庁舎の担当部署への案内や電話による様々な相談などにも対応してもらっている。

(委員長)

それではここで、事務局担当者に、当庁における受付相談窓口の現状について説明させたい。

(事務局担当者)

裁判所の受付相談は、受付事務の一環として行っており、以下で述べるような固有の特徴を有することから、その内容には自ずと限界がある。そして、裁判所がどこまで相談に応じることができるのか、裁判所の公正さを害さず、当事者の納得が得られるような裁判を行い得るためには受付相談がどのようなものであるべきかをしっかりと踏まえて運用し、相談担当者にもその点を理解した上で相談するように指導する必要があると考えている。

受付相談は、国民の裁判を受ける権利を実質的なものとする機能を有すると考えられ、裁判によって権利救済を求めるということが相談の前提にあるので、裁判手続を利用する意思がない場合や単なる人生相談では応じられないという制限がある。また、裁判というのは自分の言い分は自分で主張するというのが原則であるから、裁判所が言い分を聞き出したり、代わって書類を書くということとはできない。さらに、裁判には必ず相手になる人がおり、一方の有利は他方の不利になるという関係にあるから、裁判所はどちらの立場にも立つことなく接しなければならない。以上のような制約がある。

昨年7月に受付相談の件数を調査したところ、1週間で本庁民事部が20件程度、前橋簡裁が80件程度という結果であった。もっとも、窓口の担当者の感触としては、この調査が行われた時期は普段よりも少なかったようである。しかも、調査では網羅できなかった部分もあるので、現実の件数はこれよりか

なり多くなると思う。

先ほどの説明では裁判所の受付相談窓口には制限があるということを強調したが、裁判所の窓口にはリーフレットや定型書式などが色々と備えてあり、簡易裁判所に用意した手続案内ビデオ、破産手続を説明したCDの聴取、下級裁判所ホームページでの手続案内、書式例の掲載、不動産競売事件のファクシミリ情報の提供、新聞広告、インターネットによる不動産競売物件の案内等、様々な形で情報を提供し、国民が裁判所を利用しやすくするために努力をしている。しかし、裁判所への申立てというのは、なかなかそういった定型的な説明を見ただけできちんと書けるものではないというのも現実であり、ある程度踏み込んで受付相談窓口で教示せざるを得ないのが実際である。受付相談の限界、特徴を踏まえた上で、何とか国民の裁判による紛争解決というニーズの高まりに応えられるよう、国民に分かりやすく利用しやすい裁判所を目指そうというのが裁判所の立場であり、受付相談窓口もその一翼を担うものでありたいという姿勢で臨んでいる。

(委員長)

それではこれから、窓口の実情を実地に見ていただくこととしたい。

[窓口見学]

地方裁判所民事部及び簡易裁判所の受付窓口の状況、破産等手続説明CD-ROMを使った手続説明及び簡易裁判所の手続説明用ビデオを使った手続説明について、順次見学を行った。

(委員長)

実際の窓口を見学していただいたが、どのような感想を持たれたか。

(委員)

いわゆる多重債務者本人が特定調停，破産，個人再生といった手続のために来庁することが多いのではないかと思うが，どのくらいの数になるのか。また，それに対して裁判所の窓口の忙しさという点はどうか。

(事務局担当者)

日によってかなりばらつきがあるが，平均して10人以上は来庁する。対応する書記官は3人であるが，それに対応しきれないときは，他の職員に応援してもらうこともある。

(委員)

来庁した人は1回来ればそれで用が足りているのか。

(事務局担当者)

一度書類を持ち帰って，再度来庁する人が多い。

(委員)

見学をした印象としては，働いている職員の数が少なく，あれだけの人数で色々なことに対応するのでは相当忙しいだろうなあという印象を持った。受付を専門にしている職員がいないということであり，ちょっと声を掛けにくいだろうなあというイメージである。

また，市役所などと比較すると，書類を書くためのカウンターのようものが少ないし，執務室から離れているという感じを受けた。記入見本なども置かれていれば効率が良いのではないか。

さらに，整理券を出すようなことも必要なのではないか。

(委員長)

現状としては来庁者が順番待ちで並ぶようなことはあるのか。

(事務局担当者)

地裁の方はおおむね週に40件，1日に8件程度であるし，窓口にいる職員

だけで対応できないときは、周囲の者が応援して対応に当たるので、よほど集中して来なければ、大勢の方が順番を待って並ぶというようなことにはならない。

(事務局担当者)

簡易裁判所では、多いときで3人くらいが一度に来られることがある。仮にそれ以上の方が来られたときも、地裁と同様で他の職員が対応するような態勢になっているので、列を作って待つというようなことはない。

(委員)

現状を見ると、廊下から執務室に入って、中のカウンターでやり取りするという形だが、間の壁を取り払ってしまい、銀行や自治体のような構造にすることはできないのか。

(委員長)

それはひとつの課題だと思っている。

(事務局担当者)

ひとつには、施設面の問題として、全館冷暖房になっていないため、廊下と執務室を分ける構造を取らざるを得ない。また、性質上、オープンにできない部屋もある。ただし、最近では、オープンにできる所はなるべくオープンにするという方針で進めており、改修の都度、入り口をガラス扉にするなどの改善を行ったり、ガラスに物を貼って中が見えにくくなることのないようにするといった配慮もしている。現在は過渡期であり、今後は次第にそのような方向での改善が進むのではないかと思う。

(委員長)

最近では改修等の際に大部屋方式を取る庁も増えてきており、予算的な手当てができれば御指摘のような点が徐々に実現していくのではないかと思う。今後の参考にさせていただきたい。

(委員)

実際に見学した印象として、書記官の増員も必要なのではないかと考える。また、手続について豊富な知識、経験を持つ裁判所の定年退職者に呼び掛けて、ボランティア的に書類の作成の指導などにあたってもらいと、窓口の混雑が緩和されるのではないか。

(委員長)

国全体として経費と人員の削減に取り組んでいるという状況の中での増員はなかなか難しいというのが現状である。しかし、司法行政部門は別として、裁判担当部門については、必要な所には手当をしていくべきと考えている。

また、経験豊富な高齢者の方々の活用という点も、社会全体としての課題なのだと思うが、どこにどう活用するかは色々と検討を要し、裁判所について言うと、権利義務に密接に関連することも多く、現に職員ではない人からこうしろと言われた云々といったことが後で問題となった場合にどうすべきかといったこともあり得る。アイデアとしては傾聴に値するが、この点について皆さんの御意見はどうか。

(委員)

国民にとって利用しやすい裁判所であるためには、受付相談をきちんと用意する必要があると思う。しかし、受付相談は、単なる受付業務として、公にきちんと位置付けられていないために、必要な場所も用意されておらず、対応する職員の増員も実現できないのではないか。

(委員)

先ほど説明があったように、裁判所として応じることには限界があって、手続に関する相談に限られるのだということは、相談担当者がきちんと説明すれば理解できると思うので、位置付けをきちんとした上で必要なことを実現していくという方がよいようにも思う。

(委員長)

手続そのものの相談というよりも、その前にまず自分が何をやればよいのか、何をやりたいのかということが分からない人が多いのではないかと思う。そうだとすると、その点は裁判所が相談に応じることができないということになる。その点を含め、司法を使いやすいものにするにはどうすればよいのかということは、今回の司法制度改革でも大きなテーマであった。そしてひとつの大きな仕組み、司法への窓口的なものとして司法ネットというものが作られたわけだが、これと裁判所の窓口との関係、また個々の弁護士の業務との関係をどうして行くのかということは、今後の大きな課題だと思われる。

(委員)

今、話に出た司法ネットの件だが、日本司法支援センターが平成18年4月に発足し、10月頃に業務を開始する。これは法律扶助、国選弁護、犯罪被害者支援の業務のほか、一番の目玉として、色々な疑問を持った方が相談に来たときに、色々な機関等についての情報を提供して振り分けるというのが業務のひとつとなる。どこへ行けばよいのか分からないという人に対して相談に応じようというものであり、その上で中身の相談はそれぞれの機関で応じてもらうことになる。

(委員長)

司法ネットと裁判所等との間の連携をうまく行い、困った国民の方が司法ネットを利用して裁判所へ来て、裁判所ではその方が求めている手続について相談に応じるといったことができれば、司法が使いやすいものになるのではないかと思う。

(委員)

検察庁もそうであるが、司法機関というのは、中身についてこうしなさいということまでは言うことができない。具体的に中身をどうするかということに

なると、例えば、無料法律相談を紹介するといったことしかできない。先ほど話した被害者支援のために配置している支援委員にも、その点はよく理解して対応してもらっているところであり、あまり中身に関するまで話してしまうと、検察庁からこう言われたからそうしたのに、どうしてくれるのだということになりかねない。

(委員)

法務局へ手続に行ったら相談員がいて、手続について相談に応じてくれたという経験がある。裁判所にもそのような方がいるとよいなあと感じる。

(委員)

登記所などの手続は、書類上の記載要件が整っていれば書類を受けるという性質のもので、その種の申請書は、訴状と違ってあまり実体要件に入らないという面で違いがあるように思う。

(委員)

先ほど見学したカウンターでのやり取りということになると、すぐ脇で他の人が相談を受けている場合には、離婚といった難しい話になると話しにくいのではないか。

(委員長)

プライバシーの点には配慮している。特に家庭裁判所などは、事件の性質上、個室を用意して相談に応じるなどしているが、地方裁判所の事件の場合には一般的にはそこまでの必要がないと考え、現在のような対応をしている。もっとも、個別のケースでは必要に応じて配慮し、別室を使うこともある。先ほど話が出たように、裁判所の構造がもっとオープンな形になって、何人も並んで相談に応じなければならないような場合には、ボックス的なものも必要だと思う。

本日も活発な御発言をいただき感謝する。御意見は、今後に活かして行きたいと思う。

(3) 第5回委員会の開催日時について

(委員長)

次回のテーマとしては、「裁判の分かりやすさについてはどうか」という予定になっているが、それでよろしいか。

(各委員異論なし)

(4) 閉会